

岩手中部広域行政組合 一般廃棄物（ごみ）処理基本計画（概要版）

1. 計画改定の趣旨【第1章第1節】

今回の計画改定では、令和2年3月に策定した一般廃棄物（ごみ）処理基本計画（以下、前回計画という。）の中間見直しをするものであり、計画の進捗を確認するとともに前回計画策定後の社会情勢・法整備（新型コロナウイルス感染症の影響や「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」の施行等）を考慮し、最終目標を含めた見直しを行うものである。なお、将来の施設整備計画を考慮して最終目標年度は令和13年度に変更する。

2. 前回計画の進捗状況と課題【第5章第2節～第6章第3節】

① ごみ量

前回計画の初年度である令和元年度からの5年間においては新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う生活様式の変化が大きな影響を与えた。使い捨てマスク使用の日常化や、外出自粛による家庭ごみの増加等により「家庭系ごみの住民1人1日あたりの排出量」や「資源化率」は目標を達成していないが、事業活動の縮小化等により「事業系ごみ年間排出量」は目標を達成しており、総ごみ量で見ると中間目標を達成している状況である。ごみ焼却施設温室効果ガス排出量は、令和5年度より電気事業者別の排出係数の算定方法が変更になり、排出係数が大きく下がったことで、発電した余剰電力の売電による削減分が減少したこと等により、目標を達成していない。最終処分率はほぼ横ばいの状態であり、目標を達成していない。

表1 前回計画の目標達成状況

目標の項目	単位	前回基本計画			令和5年度 (実績)	中間目標 達成状況	(参考)	
		平成30年度 (実績)	令和5年度 (中間目標)	令和10年度 (目標)			令和10年度 (現状予測)	令和13年度 (現状予測)
家庭系ごみ 住民1人1日当たり排出量	g/人・日	515	498	489	509	×	522	521
事業系ごみ年間排出量	t/年	22,844	22,595	22,148	21,392	○	21,328	21,290
年間ごみ排出量 (集団回収を除く)	t/年	64,566	61,845	59,406	60,995	○	60,191	58,947
資源化率 (集団回収・中間処理後資源物を含む)	%	24.0	24.4以上	25.1以上	21.6	×	21.2	21.0
ごみ焼却施設 温室効果ガス排出量	t-CO ₂ /年	-11,222	-10,200以下	-10,200以下	-7,214	×	-	-
最終処分率	%	5.0	4.3以下	4.1以下	4.5	×	4.6	4.3

② 施設整備

現在、組合圏域には既存の不燃ごみ処理施設が3施設あり、経過年数に差がある。

不燃ごみ・粗大ごみ処理施設 竣工時期
北上市 昭和55年4月（1980年）【休止中】
花巻市 平成2年12月（1990年）
遠野市 平成12年11月（2000年）

前回計画で令和8年度の稼働を目指していた広域不燃ごみ処理施設に関しては、入札中止に伴い稼働年度の再検討が必要になった。

資源化率の向上と最終処分量の削減には、排出抑制と分別の徹底を周知するとともに、中間処理施設での可燃物や資源物回収が大きく寄与する。前回計画からの検討課題である広域不燃ごみ処理施設の整備の検討を改めて進める必要がある。

③ 最終処分場の残余容量

最終処分場の埋立容量は組合全体で366,880㎡に対して、残余容量は令和5年度末で86,963㎡となっている。最終処分場の整備期間は、一般的に用地選定等も含め10年以上掛かることが想定されるため、最終処分場の残余容量について適宜調査等を実施して正確な残余年数を把握するとともに、仮に整備期間が延長した場合においても広域圏内で対応できるよう、余裕をもって整備開始年度を設定する必要がある。

3. 基本方針【第7章第1節1】

今回の計画改定では前回計画の基本方針を踏襲するとともに、近年の脱炭素化に向けた国内外の潮流を考慮し、以下の項目を基本方針とする。

基本方針

- (1) 4Rの推進…次の順位で推進する。
 - ①リフューズ ～ごみの発生回避～
 - ②リデュース ～構成市町との連携によるごみの発生抑制及び排出抑制～
 - ③リユース ～ごみの再利用の推進～
 - ④リサイクル ～ごみの資源化の推進～
- (2) ごみの適正かつ効率的な中間処理
 - 4Rできない場合は、焼却によるエネルギー回収と適正な処分を行う。
- (3) 脱炭素の推進
 - 構成市町との連携によるプラスチック焼却量の削減、化石燃料使用量の削減等に取り組む。

4. 数値目標【第7章第1節2】

令和5年度実績を基準とし、将来の施設整備計画を考慮して令和13年度を目標年度とする。数値目標は、構成市町の関連計画における数値目標を踏まえたうえで、組合圏域全体の目標値を設定する。

表2 計画の数値目標

目標項目	単位	令和5年度 (実績)	令和13年度 (目標)	前回計画(R2.3)	摘要
				令和10年度 (目標)	
家庭系ごみ 住民1人1日当たりの排出量	g/人・日	509	504	489	令和5年度実績に対して 令和13年度に約1%削減
事業系ごみ年間排出量	t/年	21,392	20,682	22,148	令和5年度実績に対して 令和13年度に約3%削減
年間ごみ排出量 (集団回収を除く)	t/年	60,995	57,081	59,406	令和5年度実績に対して 令和13年度に約6%削減
資源化率 (集団回収・中間処理後資源物を含む)	%	21.6	21.7以上	25.1以上	令和5年度実績に対して 令和13年度に約0.1ポイント増加
ごみ焼却施設 温室効果ガス排出量	t-CO ₂ /年	-7,214	-7,200以下	-10,200以下	令和5年度実績を考慮し 前回計画(R2.3)値を変更
最終処分率	%	4.5	4.2以下	4.1以下	令和5年度実績に対して 令和13年度に約0.3ポイント削減

5. 発生抑制・再資源化計画（4R推進計画）【第7章第2節】

今回の計画改定に基づいた、組合、構成市町、住民、事業者の役割を下記に示す。

<組合の役割>

- ①適切な廃棄物処理を行うための計画と施設整備
- ②環境教育・普及活動の実施
- ③分別の徹底（中間処理施設における搬入監視の徹底・分別状況等の構成市町との共有）
- ④ごみの適正かつ効率的な中間処理

<構成市町の役割>

- ①環境教育・普及活動の実施
- ②分別の徹底（住民等への分別の必要性和情報提供）
- ③ごみ処理の有料化の検討
- ④集団回収の支援・助成
- ⑤不法投棄対策
- ⑥新たな課題への検討（プラスチック使用製品廃棄物の資源化の検討、高齢化に伴う使用済み紙おむつなどの新たな課題等）

<住民の役割>

- ①食品ロスの削減、3010運動の推進
- ②容器包装廃棄物の排出抑制
- ③再生品の使用促進、使い捨て品の使用抑制
- ④資源物の集団回収等

<事業者の役割>

- ①排出抑制
- ②ワンウェイプラスチック製品の削減
- ③環境物品等の使用促進、使い捨て品の使用抑制

6. 中間処理計画【第7章第4節】

計画期間内のごみ処理体系は、現行の処理体系に加え、新たに広域不燃ごみ処理施設を整備し、資源化率の向上と最終処分量の削減に努める。

◆可燃ごみ処理

岩手中部クリーンセンターにて焼却処理。処理後の残渣は、主灰と金属は資源化、飛灰と資源化できない副生成物は埋立処分。

◆不燃ごみ処理

<花巻市、北上市、西和賀町>

既存の不燃ごみ処理施設については、個々の施設の運転状況や老朽化の状態を勘案しながら、広域の不燃ごみ処理施設の竣工まで延命化を図ることとする。

広域不燃ごみ処理施設の整備にあたっては、構成市町の不燃ごみの受入態勢や、組合事業によるスケールメリットを生かした構成市町の負担が軽減される施設整備や運営方法について検証し、令和13年度供用開始を目途に広域不燃ごみ処理施設整備の検討を進める。

広域不燃ごみ処理施設	
施設規模	10t/日
処理対象地域	花巻市、北上市、西和賀町
処理対象物	不燃ごみ、不燃性粗大ごみ、危険ごみ、有害ごみ

<遠野市>

既存の不燃ごみ処理施設の延命化を図りながら、処理を継続していく。

<共通>

中間処理後の可燃残渣は岩手中部クリーンセンターで焼却、金属等は資源化、不燃残渣は埋立処分。

7. 最終処分計画【第7章第5節】

現在、組合圏域には構成市町が保有する既存の最終処分場が4施設あるが、運営の効率化を図るため、本組合による一括管理方式を基本とし、構成市町と協議を行い、今後の整備方針等を定めていく。

◆新たな最終処分場の整備

岩手中部クリーンセンターの稼働に伴う主灰の資源化により、既存の最終処分場の延命化が図られてきているが、西和賀町は令和11年度中に残余容量が無くなる見込みであり、圏域全体としてみると令和26年度までに新たな最終処分場を整備する必要がある。最終処分場の整備期間は、一般的に用地選定等も含め10年以上掛かることが想定される。仮に整備期間が延長した場合においても広域圏内で対応できるよう、余裕をもって整備開始年度を設定することとする。

◆現有最終処分場の取扱い

既存最終処分場の埋立が完了した市町の飛灰等は、新たな最終処分場が稼働するまで、構成市町で協議のうえ、残余容量のある最終処分場にて埋立処分するものとする。

また、既存最終処分場の計画的かつ効率的な適正管理を進めていくために、定期的に調査を実施し、埋立残余容量と残余年数を把握するものとする。

表3 最終処分量の見通し

区 分	(単位：t/年)			
	令和5年度	令和7年度	令和10年度	令和13年度
最終処分量	2,866	2,805	2,698	2,483
焼却残渣	1,745	1,715	1,660	1,617
飛灰	1,531	1,504	1,457	1,419
資源化できない副生成物	214	211	203	198
不燃残渣	1,121	1,090	1,038	866
直接埋立ごみ	0	0	0	0

8. 事業実施スケジュール【第7章第7節】

今後の事業実施スケジュールを下記に示す。

表4 事業実施スケジュール

事業	年度								
	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	
ごみ処理基本計画	策定				中間 目標年度	見直し		最終 目標年度	
	計画期間								
ごみ焼却施設	精密 機能検査			精密 機能検査			精密 機能検査		
施設基本計画		見直し							
循環型社会形成推進地域計画	計画期間			策定	計画期間				
収集品目の検討	検討・計画								
収集運搬体制の検討	検討・計画								
広域不燃ごみ処理施設	各種調査・事業者選定※				整備工事			稼働予定	
広域最終処分場						検討			

※必要に応じて実施。広域不燃ごみ処理施設の事業期間は進捗状況等により変更する場合がある。